

양행화주의

공고방법

신문저상

제재신문

신문신문, 조선신문

대한신문, 평양신문

공고기간

신문, 평화신문

공고료

만기 4인 7원

全六萬圓 (延日 2日 2元)

지출과목

신문회계

本館

修繕費 手教科

手教科

(공고안)

신문지별시공고제 11호

申

第一號表式

一定路線時依時自動車使用申告書

申請者姓名	住居	職業	事務所	業務所用	車種番號	車種	車牌番號	檢査日期	檢査場所	檢査結果	檢査官署名	檢査官印
								昭和四二八年				
申請理由	申請種類	申請期間	申請日期	申請場所	申請者署名	申請者印	申請者住所	申請者職業	申請者事務所	申請者業務所用	申請者車種番號	申請者車種
								昭和四二八年				
檢査結果	檢査日期	檢査場所	檢査結果	檢査官署名	檢査官印	檢査官住所	檢査官職業	檢査官事務所	檢査官業務所用	檢査官車種番號	檢査官車種	檢査官姓名
								昭和四二八年				

右申告書

續紀四二八 年 月 日

申古者

서울特別市長 貴下

備考

一、本報告書中第一台單位提出時

二、年度至 月 日開始作計至 年度末 年 月 日

三、一日運轉圖數字片等是 國立計算局

四、進行日程之 各市 區 行 區 程 令 申 告 時

但 內 端 月 始 發 計 至 年 亦 概 一 計 也

五、第五條第二項之規定可廢止及之變動中計計外計計外本書式各機關長官、使用報告書、

及之變動中計計外計計外使用報告書、使用報告書、

內之行計算圖各圖表計及之變動時、中計計外、變動事項、

一定路線の依據を以て
自
買物用として
使用申請書

申請者姓名	住所	業務所 所在地	業務種類	運送品名	運送回数 月日	運送時間 月日	運送距離 月日	運送方法	運送費用 月日	運送開始 月日	運送終了 月日
東京市 本区 本区 本区	本区 本区 本区										

內務部長官が承認を以て別表を 付す特別市
道路損傷負担金徴收規則之 以て公布す

付す特別市長 金 恭 善

植紀四三八年六月三十日

付す特別市規則第六九條

付す特別市道路損傷負担金賦課徴收規則

第一條 道路(附屬物を含む)以下(左)を 特別損傷
たる原因に因り 事業又は 行為を 爲す者に對するは 以て
因りたる 要する 道路の修繕又は 維持費の一部に 充當す
るが爲す 本規則の 是するに 依りて 道路損傷負担金
(以下負担金이라 한다)을 賦課한다

第二條 負担金之 左の各款の 一に該當する者に 依りて 賦
課す

一 道路の耐荷重量を超過し 重量荷物の輸送を爲す者
の 道路を損傷する者

二 自動車運業者及自動車運送業者

三 自動車を自家用として使用する者

四 自動自転車を使用する者

五 牛馬車(純農耕用)として國道及地方道の對する損傷を以てし
ざるに及ぶ除外(一)を 使用する者

第三條 負担金の總額を 前年度内の 道路の損傷程度を
基礎とする 毎年度 付す特別市長 以て決定す

第四條 負担金は 自動車 自動自転車 又は 牛馬車を使用
する者の 對するに 是 一 走行行教文 左の比定すに 依りて 其
他の物件を 使用する者の 對するに 付す特別市長 以て 認定する
損傷の程度に 依りて 以て決定す

一 四人乗以下の 乗用自動車

- 二 七人乘以下の乗用自動車
- 三 十人乗以下の乗用自動車
- 四 二十人乗以下の乗用自動車
- 五 三十人乗以下の乗用自動車
- 六 三十人乗を超過する乗用自動車
- 七 自動自転車
- 八 積載量一吨以下の貨物自動車
- 九 積載量一五吨以下の貨物自動車
- 十 積載量二五吨以下の貨物自動車
- 十一 積載量三五吨を超過する貨物自動車
- 十二 二輪牛馬車
- 十三 四輪牛馬車

前項の走行料数は、一申告の依り、但申告が異なる時は、申告が不適当하다고認定する時は、特別市長の認定の依り、これを決定する。

六 七 九 十一 十二 十六 十九 二十一 二十六

第五條 第二條の規定する事業は、行為を犯す者は、毎年

七月十日까지 自動車、自動自転車 또는 牛馬車の依り、七種類 乗用定員 또는 積載量外 其年度中の走行料豫定料数及び前年度の実績を、其他の依り付て、道路使用物件の名稱、積載量及び使用道路の區間を、申告特別市長에게 申告하여야 한다。

賦課期日後의 申告 第三條の規定する事業は、行為を犯す者は、前項の規定を、賦課金算定の基礎とする事項は、異動が生じた時は、前項の事項 또는 其損傷の事項を、五日以内の申告特別市長에게 申告하여야 한다。

第六條 負担金は七月一日現在に依り、これを賦課한다。

前條第三項の規定する事實の發生하였는 境遇에는 月割の依り、그때마다 負担金を、賦課하거나、또는 이를 更正한다。

第七條 負担金は、年額を二介する。다음二期의 이를 徵收한다。但負担金年額壹萬圓以上인 때는 第一期의 이를

一時의 이를徵收한다

第一期 九月一日부터 九月三十日限

第二期 翌年三月一日부터 三月三十一日限

前條第三項의 規定에 依하여 賦課한 負擔金의 徵收期限의 對하

어는 賦課時의 때를 이를 定한다

徵收期限前 納入義務가 消滅한 者의 對한 未納負擔金은 即

時 이를 徵收한다

第八條 左의 各條의 一의 該當하는 境過의 있어는 그 申請의

依하여 負擔金을 裁免할 수 있다

一 天災 事變 其他 不得已한 事由로 因하여 繼續하여 十五日 以上

事業 또는 行爲를 休止하였을 때

二 自己 取便의 依하여 繼續하여 五占 以上의 日數가 事業 또는 行

爲를 休止하였을 때

三 繼續하여 十五日 以上의 日數가 事業 또는 行爲의 停止處方

을 當數인 때

四 其他 特別市長이 特別 裁免 當之 適當하다 認定하였을 때

第九條

道治의 修繕 또는 維持에 費用이 補充外기 爲하야 物件이나 勞力 또는 金錢을 寄附하거나 道治의 修繕 또는 維持 行爲를 하는 者 이 對하야는 寄附額 또는 그 費用의 範圍內에서 負擔金은 減免할 수 있다

前項의 物件 또는 勞力에 對한 價格 또는 그 費用은 市를 特別市長의 認定하야 市에 依한다

第十條

前二條의 規定에 依하야 負擔金을 減免할 수 있으나 他의 事業 또는 行爲를 하는 者에 對한 負擔金은 이를 增額하지 않 이 한다

第十條

負擔金納入義務者의 異動이 生及을 때 이는 關係人 連署하야 이를 市를 特別市長에게 申告하야 한다

負擔金納入義務者가 市內의 住所 또는 居所를 각기 變換할 때 에는 市內의 住所 또는 居所를 각인者로써 負擔金納入管理人之長 하야 이를 市를 特別市長에게 申告하야 한다 이를 變更하야 할 때 또한 같다 負擔金納入義務者 또는 管理人之 住所 또는 居所를 變更하야 할 때 이를 市를 特別市長에게 申告하야 한다

前三項の依り 申告と 工任所は 居所の所管 區廳長を經由
すべし

第十二條 負擔金の徴收の関するは 地方稅徴收の例の依り

第十三條 本規則の施行の関するは 必要な事項は 付録特別市長

の附則を 是とす

附 則

本規則を公布するは 以下に 施行す

檀紀四三三年七月十九日 京城府告示 第一〇八號 京城府道路
損傷負擔金賦課徴收規程を 是を 廢止す